

# 特別支援教育の現状について

平成25年6月4日  
障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

義務教育段階の全児童生徒数 1040万人

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

0.63%  
(約6万6千人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害  
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

1.58%  
(約16万4千人)

2.90%  
(約30万2千人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 自閉症  
聴覚障害 情緒障害  
肢体不自由 学習障害(LD)  
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)  
言語障害

0.69%  
(約7万2千人)

※1  
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒  
6.5%程度の在籍率 ※2

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

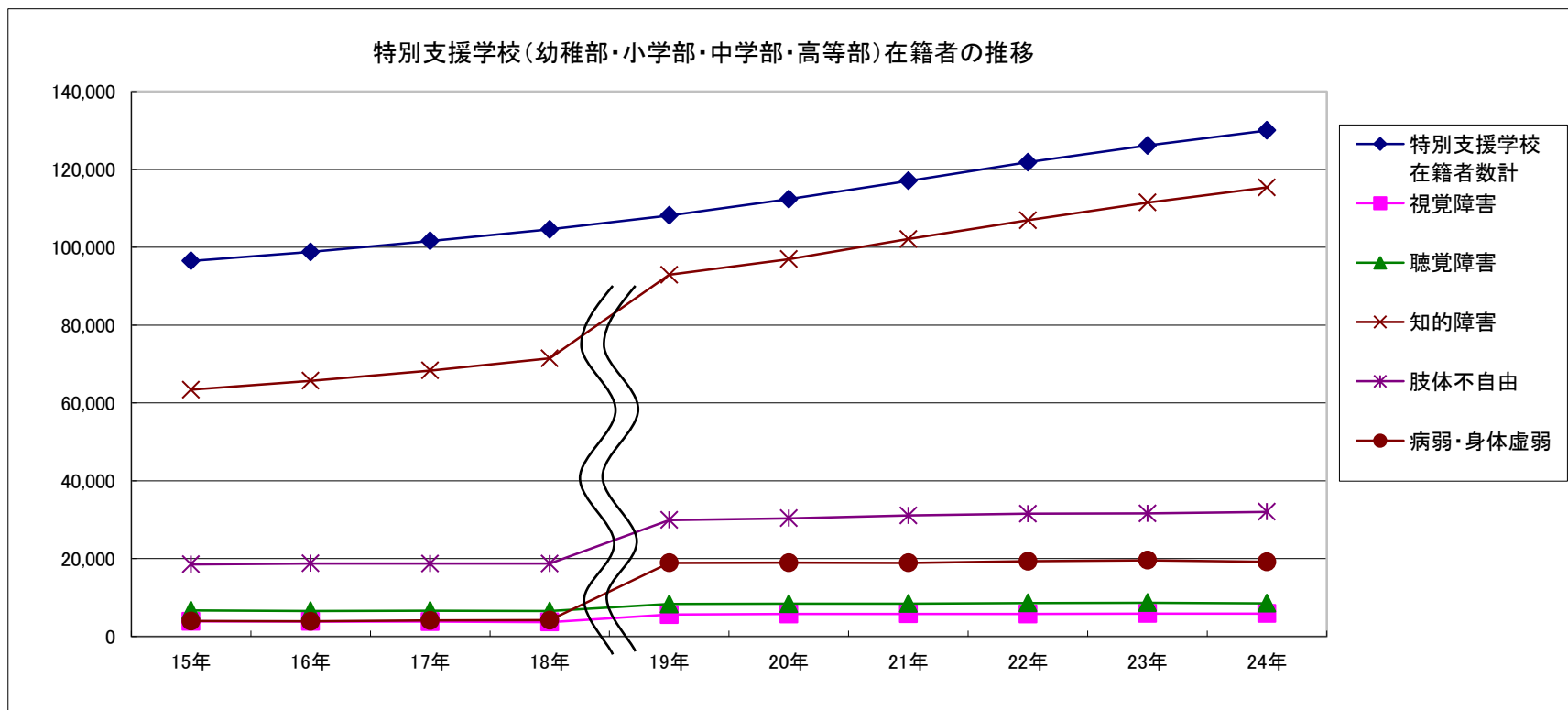
※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※2を除く数値は平成24年5月1日現在)

# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成24年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



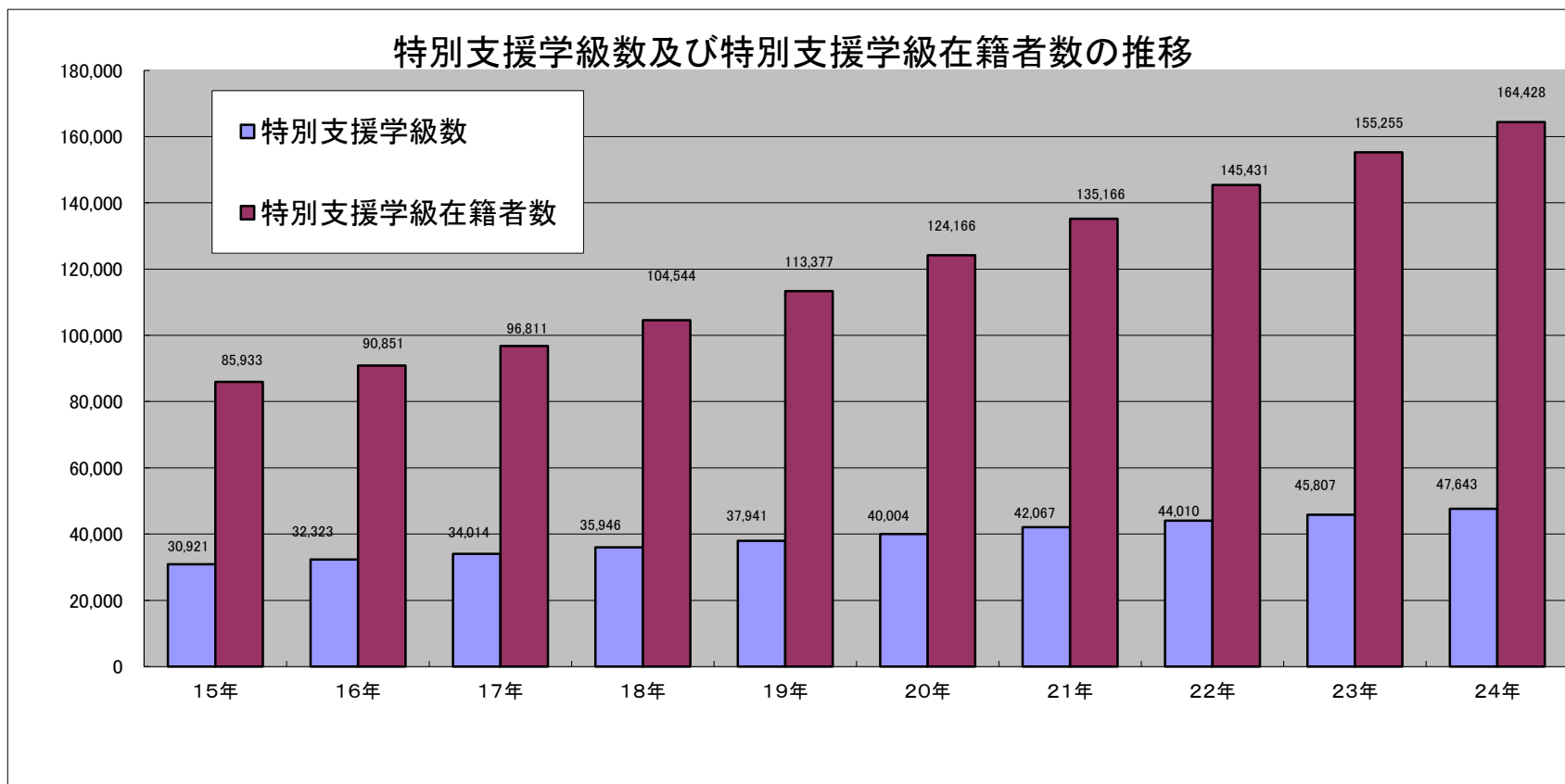
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	87	120	681	324	139	1,059
在籍者数	5,894	8,533	115,355	32,007	19,190	129,994

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

# 1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成24年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

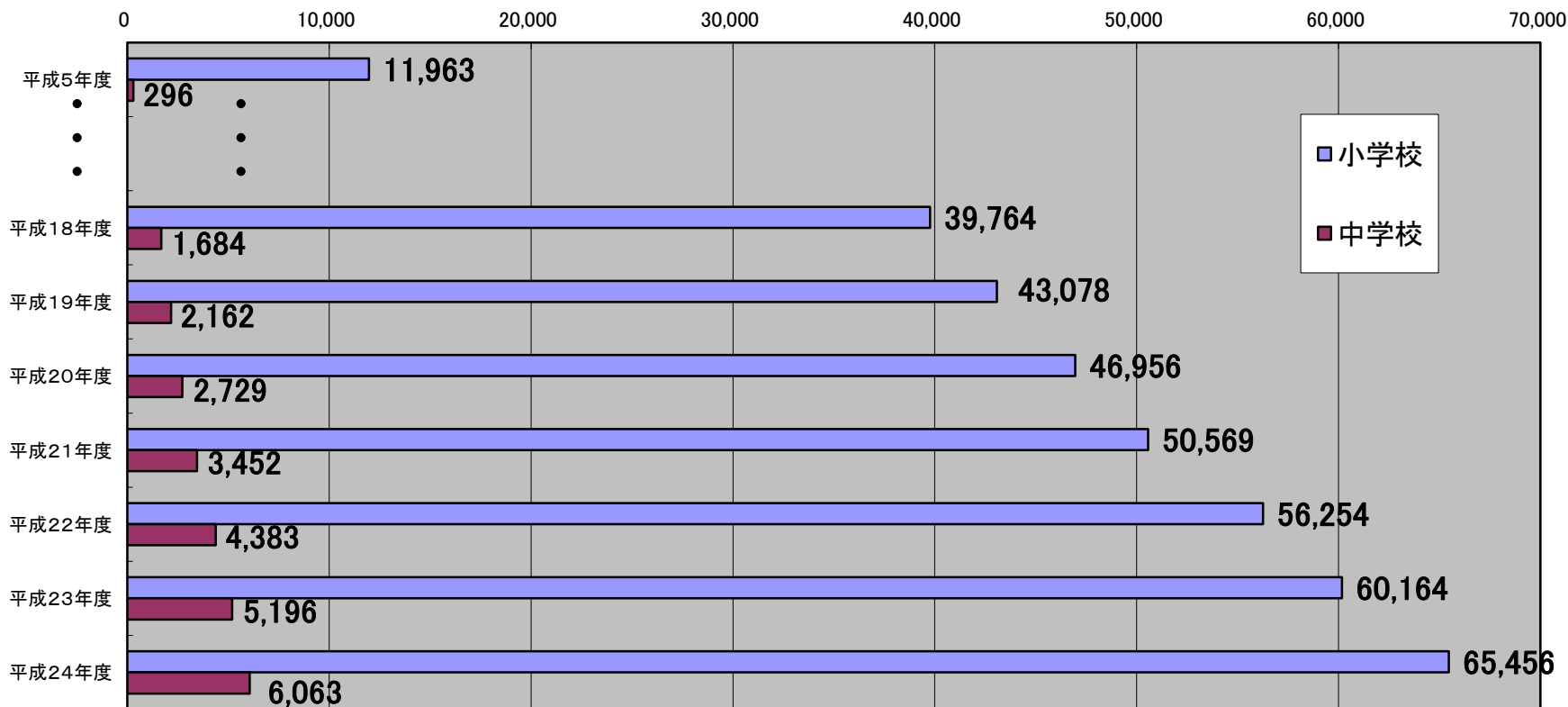


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,428	2,665	1,325	340	828	533	18,524	47,643
在籍者数	86,960	4,374	2,397	417	1,329	1,568	67,383	164,428

# 1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

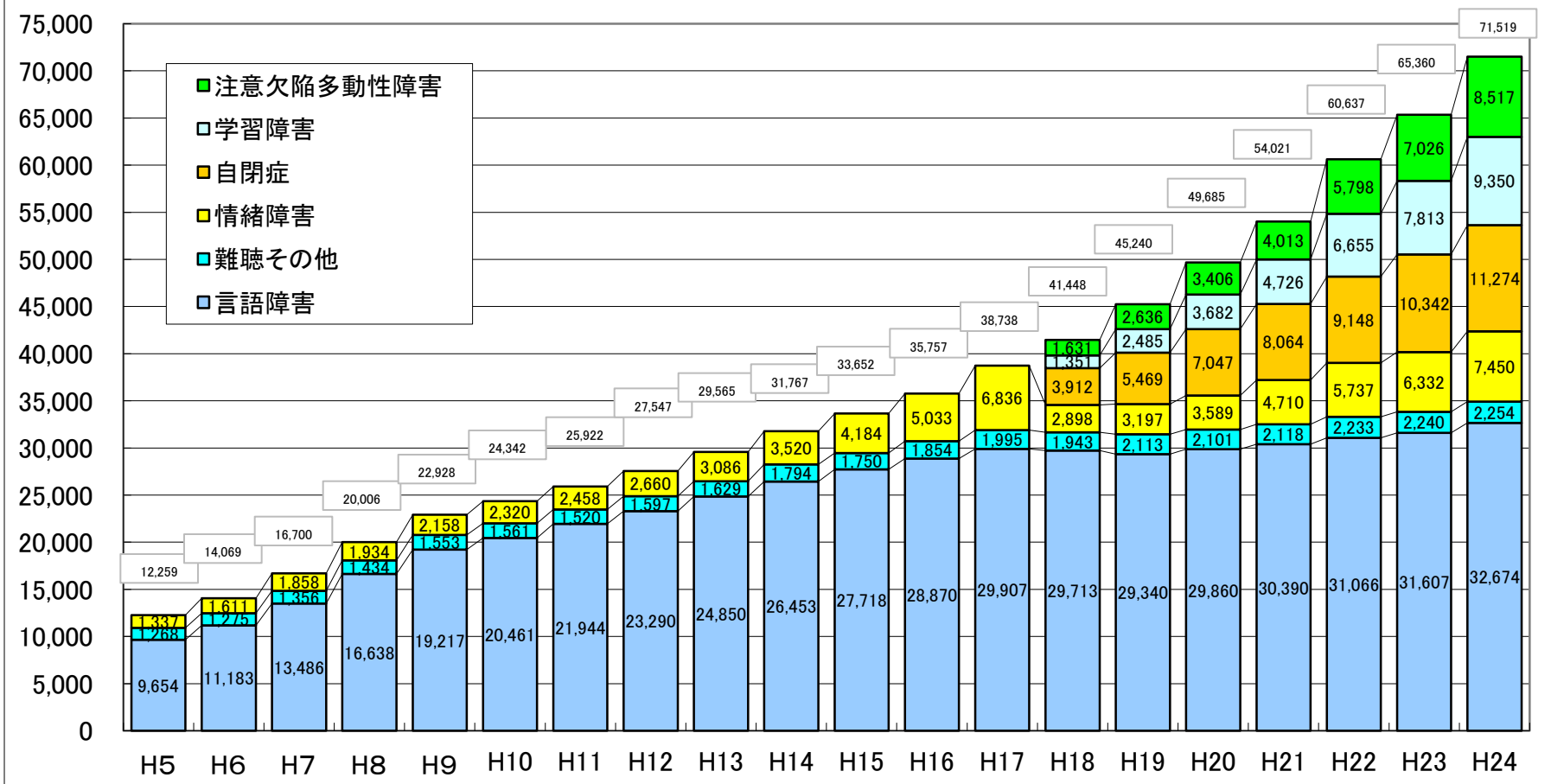
## 通級による指導対象児童生徒数の推移



※ 各年度 5月1日現在

# 1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



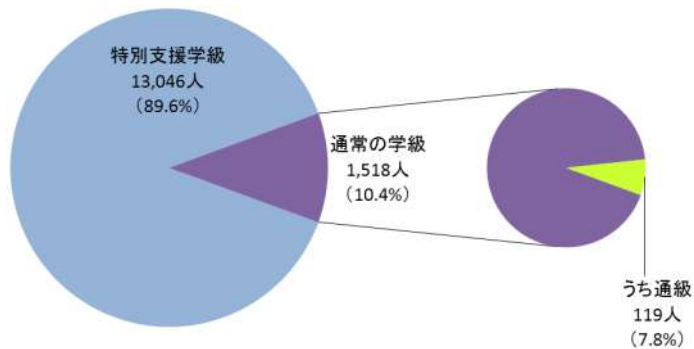
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

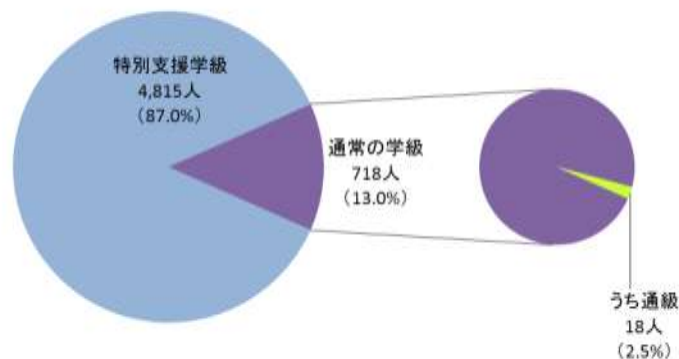
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定  
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

# 1. 特別支援教育の現状～公立小中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数(平成24年5月1日現在)～

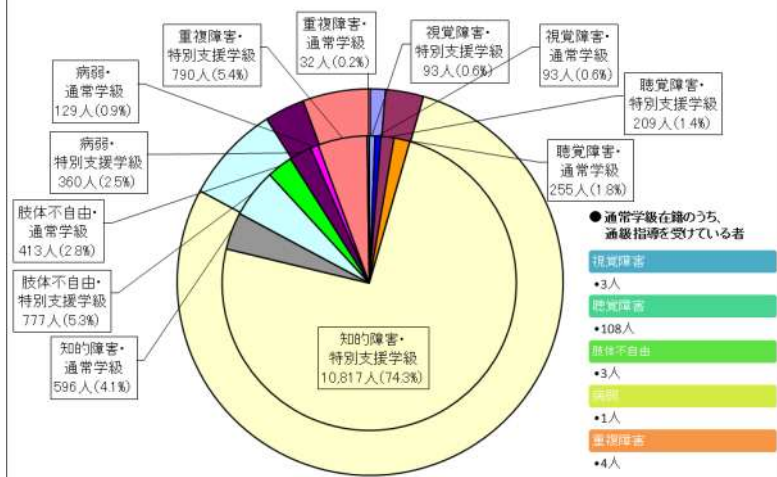
学級種別在籍者数(小学校)



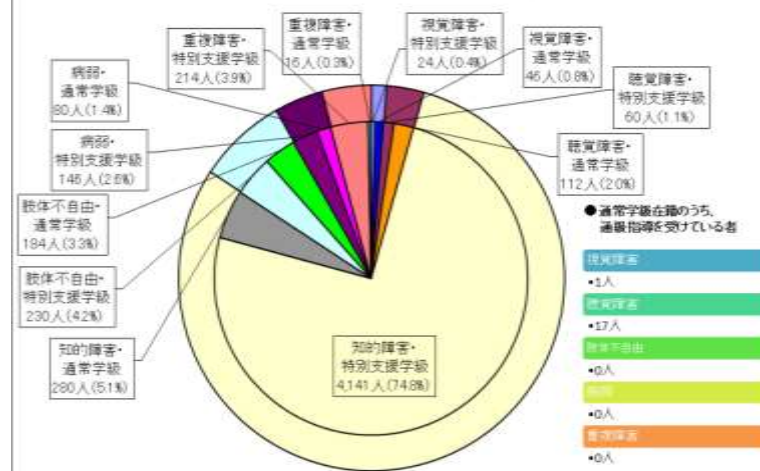
学級種別在籍者数(中学校)



障害種別在籍者数(小学校)



障害種別在籍者数(中学校)





# 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)

## 1. 調査の目的

特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況について把握することが重要である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していくに当たり、障害のある子どもの現在の状況を把握することが重要である。そのため、本調査により、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とする。

## 2. 調査の方法

### (1)実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

### (2)調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

### (3)調査対象

全国(岩手、宮城、福島の3県を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

### (4)標本児童生徒数

53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)

### (5)回収数及び回収率

標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%。標本学校数のうち、1,164校について回答が得られ、回収率は97.0%。

## ※留意事項

- ・本調査における「I. 児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。
- ・<行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)>の質問項目については、株式会社明石書店の著作物である「ADHD評価スケール」を使用。よって、同社に無断で転載、複製、翻案、頒布、公衆送信を行うことはできない。



# 調査結果 < I . 児童生徒の困難の状況 >

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%~3.9%)
B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)

図1 学習面

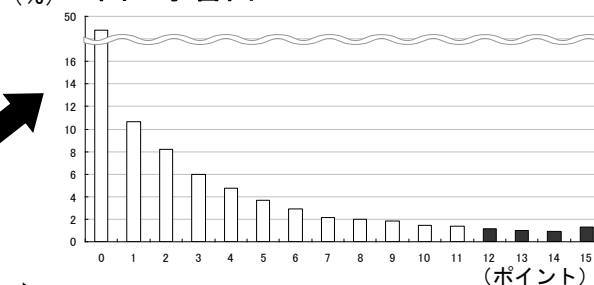


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

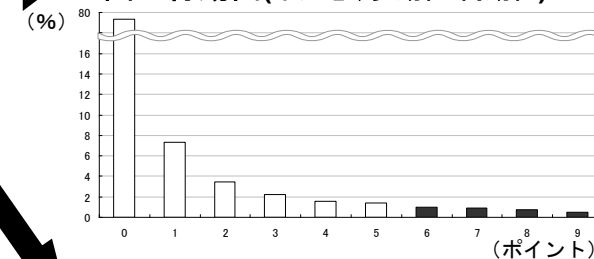
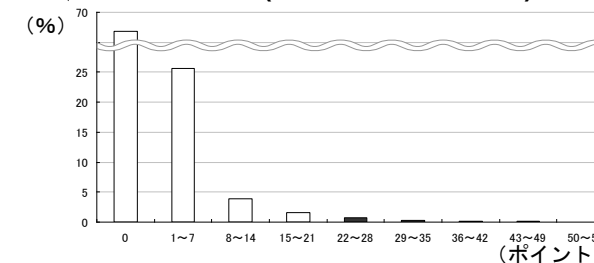


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



表② 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の男女別集計

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
男子	9.3% (8.9%~9.8%)	5.9% (5.6%~6.3%)	5.2% (4.8%~5.5%)	1.8% (1.7%~2.1%)
女子	3.6% (3.3%~3.8%)	2.9% (2.7%~3.2%)	1.0% (0.9%~1.1%)	0.4% (0.3%~0.5%)

表③ 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

<小学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)	5.7% (5.3%~6.0%)	3.5% (3.2%~3.7%)	1.3% (1.1%~1.4%)
第1学年	9.8% (8.7%~10.9%)	7.3% (6.5%~8.3%)	4.5% (3.9%~5.3%)	1.5% (1.1%~1.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)	6.3% (5.6%~7.1%)	3.8% (3.2%~4.5%)	1.5% (1.1%~2.0%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)	5.5% (4.8%~6.3%)	3.3% (2.8%~3.9%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第4学年	7.8% (6.9%~8.8%)	5.8% (5.0%~6.6%)	3.5% (2.9%~4.2%)	1.2% (0.9%~1.7%)
第5学年	6.7% (5.9%~7.7%)	4.9% (4.2%~5.7%)	3.1% (2.6%~3.7%)	1.1% (0.9%~1.5%)
第6学年	6.3% (5.6%~7.2%)	4.4% (3.8%~5.1%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.3% (1.0%~1.7%)

<中学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
中学校	4.0% (3.7%~4.5%)	2.0% (1.7%~2.3%)	2.5% (2.2%~2.8%)	0.9% (0.7%~1.1%)
第1学年	4.8% (4.1%~5.7%)	2.7% (2.2%~3.3%)	2.9% (2.4%~3.6%)	0.8% (0.6%~1.2%)
第2学年	4.1% (3.5~4.8%)	1.9% (1.5%~2.3%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第3学年	3.2% (2.7%~3.8%)	1.4% (1.1%~1.9%)	1.8% (1.4%~2.3%)	0.9% (0.6%~1.3%)

# 調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(1) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表④ 校内委員会における現在の特別な教育的支援の必要性の判断状況

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	18.4% (16.6%~20.3%)
必要と判断されていない	79.0% (76.9%~81.1%)
不明	2.6% (1.6%~4.1%)

表⑤ 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	55.1% (52.8%~57.4%)
過去、いずれかの支援がなされていた	3.1% (2.5%~3.9%)
いずれの支援もなされていない	38.6% (36.4%~40.9%)
不明	3.1% (2.1%~4.7%)

※「現在、いずれかの支援がなされている」とは、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※1)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

※「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、現在、いずれかの支援がなされている児童生徒(推定値55.1%)以外のうち、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※2)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

表⑥-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※1	2.4% (1.9%~3.0%)
他校通級※1	1.5% (1.2%~2.0%)
受けていない	93.3% (91.8%~94.6%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値93.3%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※2	0.8% (0.5%~1.2%)
他校通級※2	0.9% (0.6%~1.3%)
受けていない	97.4% (96.7%~98.0%)
不明	0.9% (0.5%~1.5%)

表⑥-3 「個別の教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	7.9% (6.7%~9.3%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.3% (0.9%~1.8%)
作成していない	88.2% (86.2%~89.8%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	9.9% (8.5%~11.4%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.8% (1.3%~2.3%)
作成していない	85.6% (83.6%~87.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている※1	8.5% (7.3%~9.8%)
現在はなっていないが過去になっていた※2	1.4% (1.0%~2.0%)
なっていない	87.2% (85.3%~88.8%)
不明	3.0% (1.9%~4.5%)

表⑥-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	26.3% (24.3%~28.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	3.9% (3.1%~4.7%)
行っていない	67.1% (64.8%~69.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-7 授業時間内の教室での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く

※座席市の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	44.6% (42.4%~46.9%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	2.7% (2.1%~3.5%)
行っていない	49.9% (47.7%~52.2%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

## 調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(2) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)のうち、校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒(推定値18.4%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表⑦ 校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	92.2% (89.4%~94.3%)
過去、いずれかの支援がなされていた	1.8% (1.0%~3.2%)
いずれの支援もなされていない	6.0% (4.2%~8.5%)
不明	—

※「現在、いずれかの支援がなされている」、「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、表⑤と同様に集計。

表⑧-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	10.1% (7.7%~13.2%)
他校通級	6.9% (5.1%~9.3%)
受けていない	83.0% (79.4%~86.0%)
不明	—

表⑧-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値83.0%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	2.0% (1.1%~3.6%)
他校通級	1.7% (0.8%~3.5%)
受けていない	95.0% (92.5%~96.7%)
不明	1.4% (0.6%~3.1%)

表⑧-3 「個別の教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	32.1% (27.0%~37.7%)
現在はないが過去に作成していた	2.4% (1.4%~4.0%)
作成していない	65.5% (59.9%~70.8%)
不明	—

表⑧-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	43.2% (38.0%~48.5%)
現在はないが過去に作成していた	2.8% (1.7%~4.6%)
作成していない	54.0% (48.7%~59.2%)
不明	—

表⑧-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている	32.4% (27.8%~37.4%)
現在はなっていないが過去になっていた	4.3% (2.7%~6.8%)
なっていない	62.9% (58.0%~67.6%)
不明	0.3% (0.1%~1.4%)

表⑧-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている	48.7% (43.8%~53.6%)
現在は行っていないが過去に行っていた	4.0% (2.7%~5.9%)
行っていない	47.3% (42.5%~52.2%)
不明	—

表⑧-7 授業時間内の教室内での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く

※座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

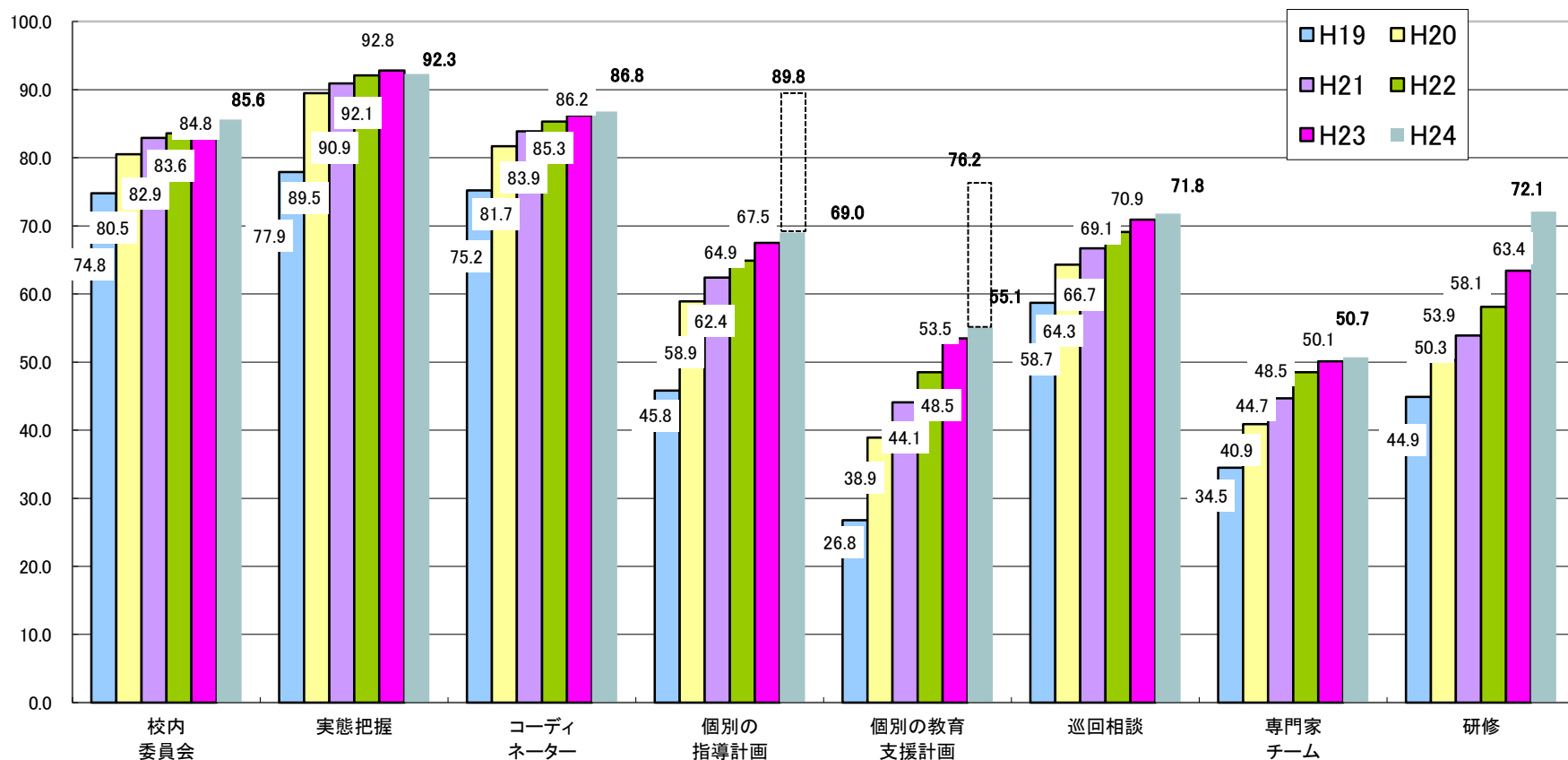
	推定値 (95%信頼区間)
行っている	73.7% (69.5%~77.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた	3.7% (2.2%~6.0%)
行っていない	22.7% (18.9%~26.9%)
不明	—

# 学校における支援体制の整備状況・課題

## (1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19~24年度)

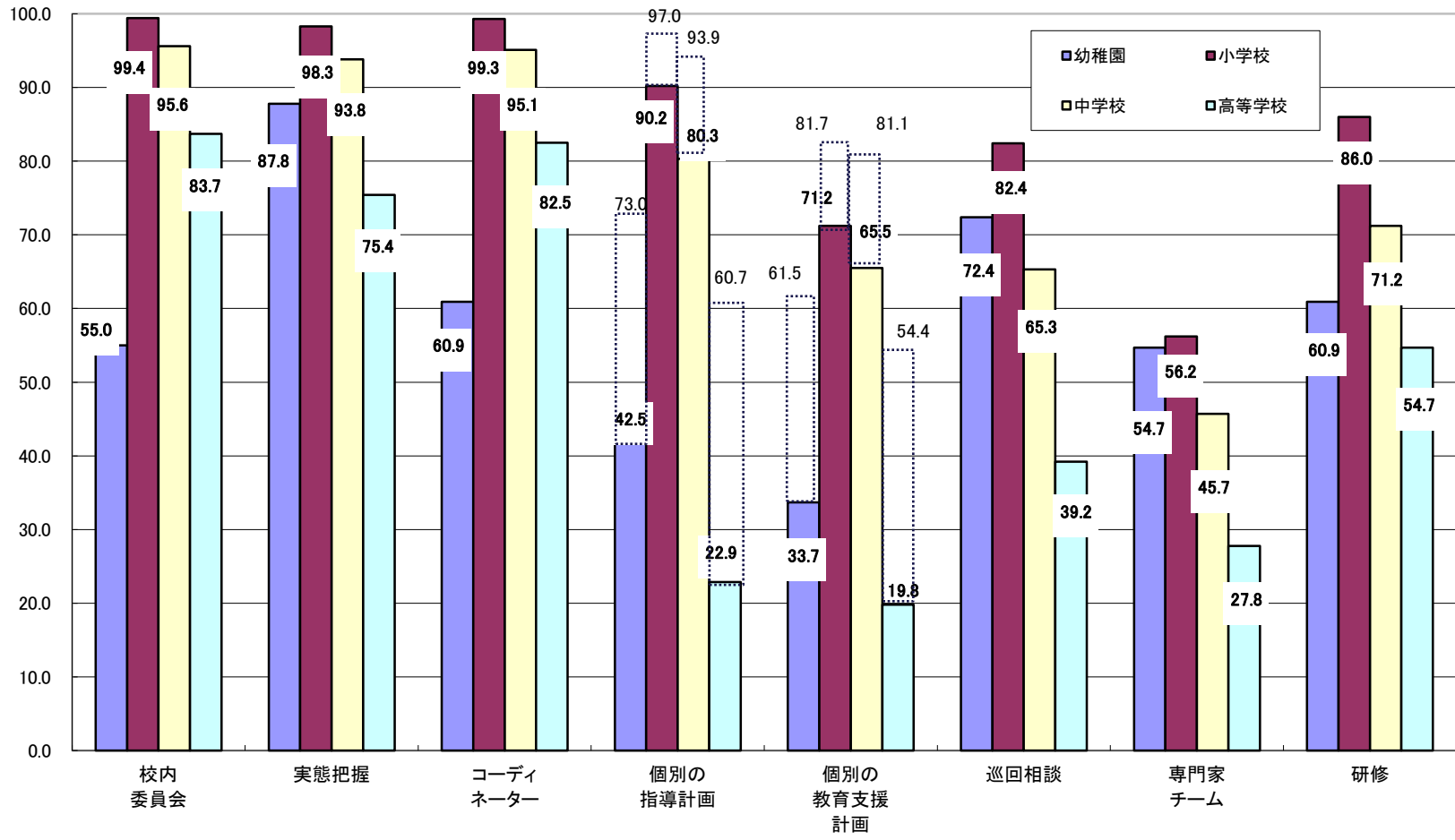


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

# 学校における支援体制の整備状況・課題

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成24年度)



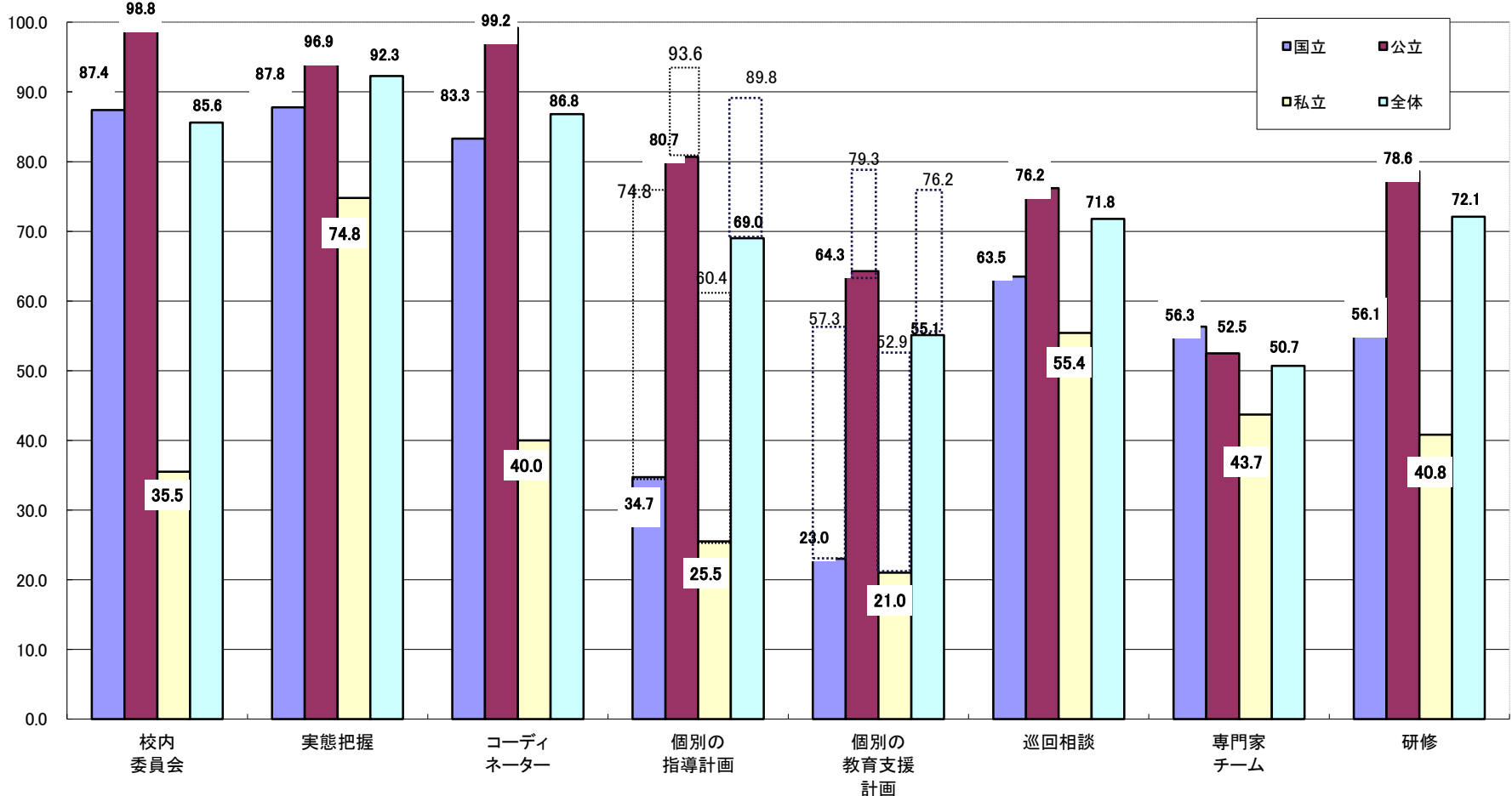
※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

# 学校における支援体制の整備状況・課題

## (2) 国公立別の状況

● 国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。

国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成24年度)

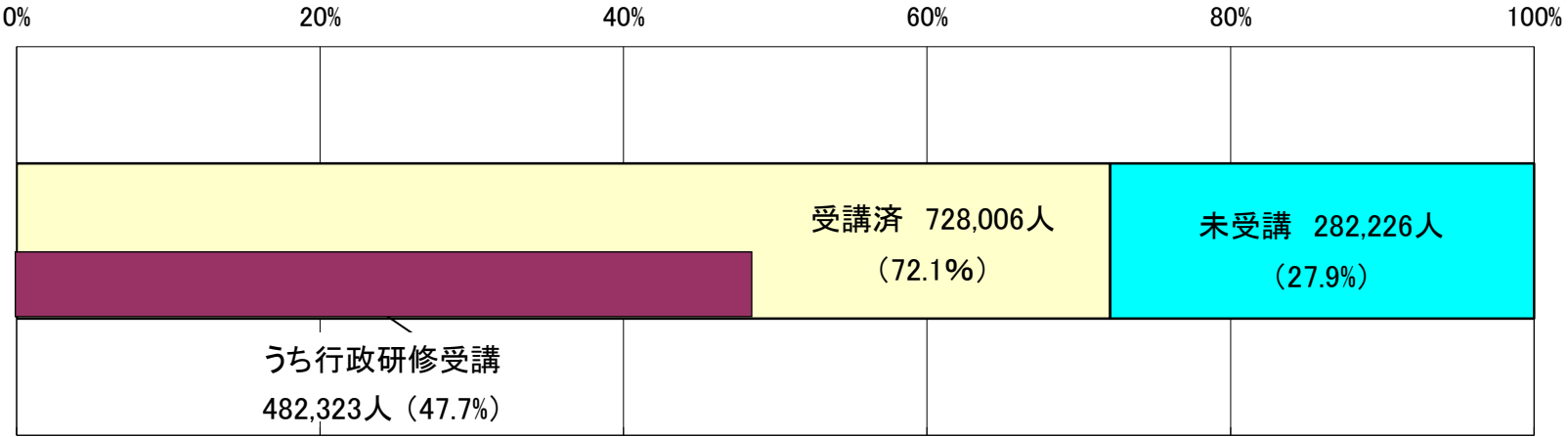


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

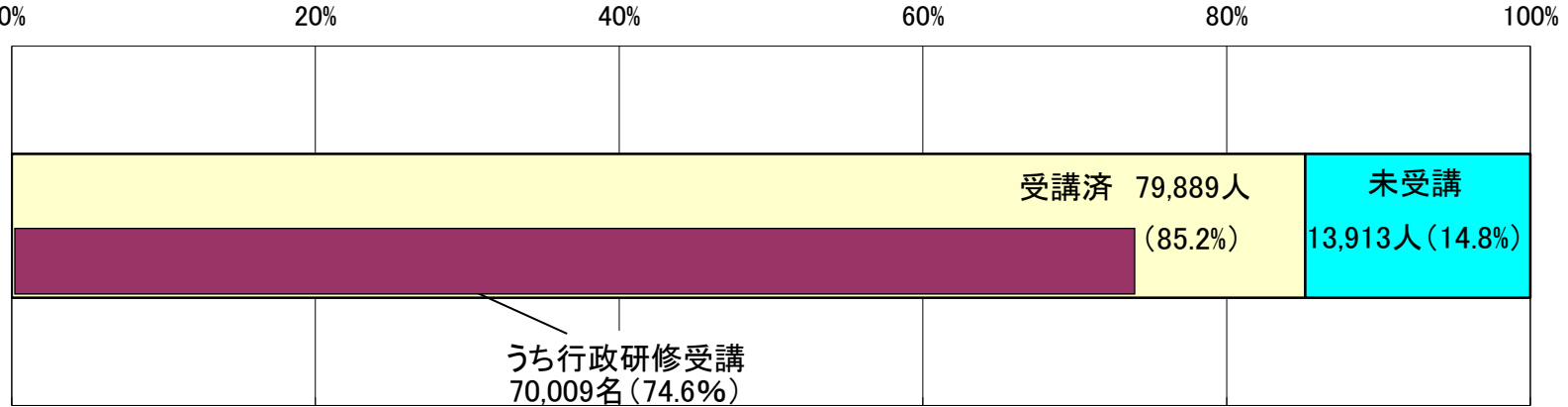


# 特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成24年9月1日現在)

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成24年度)



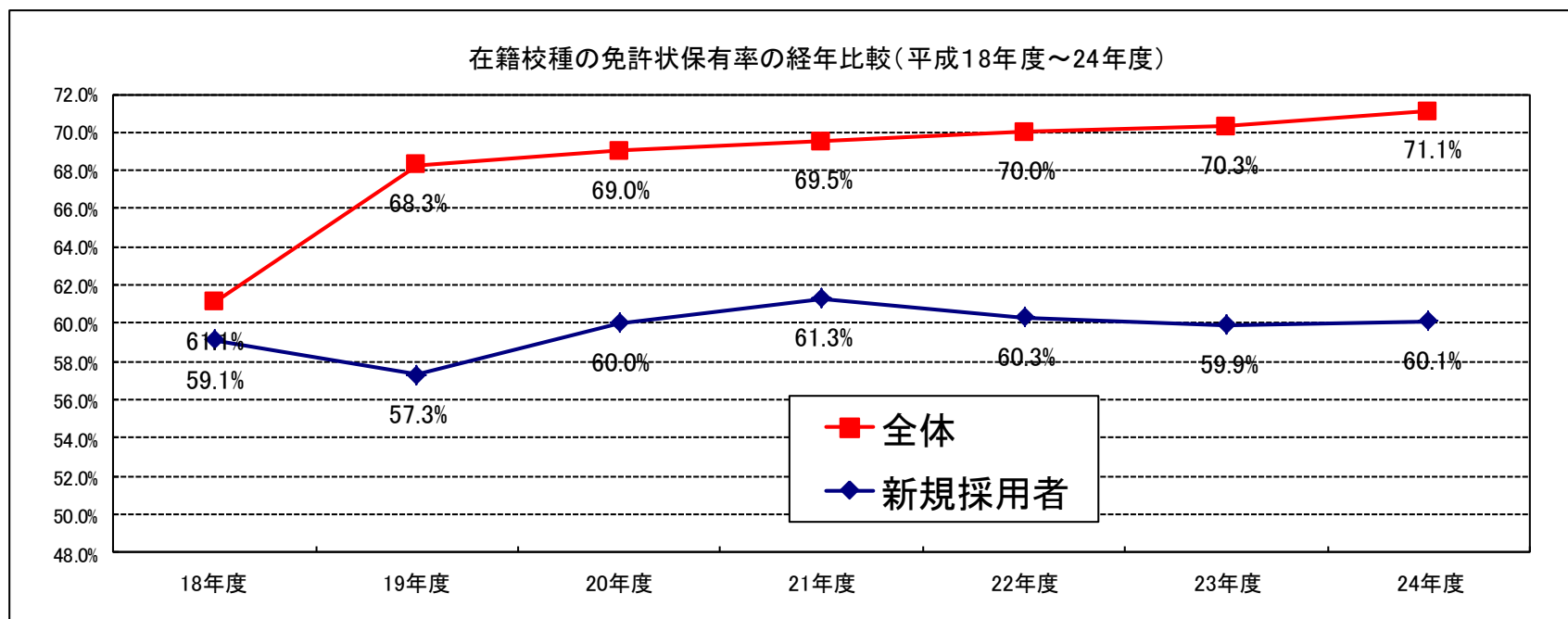
②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成24年度)



## 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ・ 特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(平成24年度)
- ・ 教員の研修受講機会の積極的な確保が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
平成19年度～24年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

## 特別支援学級担当教員の免許状保有率

- 特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.9%(前年比0.1ポイント減少)
- 地域間の格差も大

(公立小・中における免許状保有率 最高:67.1%、最低:15.1%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%

# 特別支援学校等における医療的ケアについて

## 特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果（平成24年5月1日現在）

### ①特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 ※1	合計
通学生	43	2,860	1,351	1,263	5,517
訪問教育(家庭)	0	581	223	266	1,070
訪問教育(施設)	0	166	96	156	418
訪問教育(病院)	0	254	110	162	526
合計	43	3,861	1,780	1,847	7,531
在籍者数(名) ※2	1,459	36,094	27,865	59,450	124,868
割合(%)	2.9%	10.7%	6.4%	3.1%	6.0%

※ 公立の特別支援学校を調査対象としている。

※1 高等部の専攻科は除く。

※2 平成24年度学校基本調査による。

### ②小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

小学校			中学校			小・中学校計		
通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級	
259	432	691	52	95	147	311	527	838

※ 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)を調査対象としている。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小・中学校において日常的に、看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である。(本人が行うものを除く)

## 1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

## 2. 主な改善事項

### 障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

### 一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

### 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

### 交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

## (1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

- 【改訂のポイント】
- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
  - ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
  - ・交流及び共同学習の推進

＜小学校学習指導要領＞（中学校学習指導要領もほぼ同旨）

### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

### 第3章

#### 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。